



988号
2024年9月3日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！

メールはこちら→



最低賃金と地域格差

最低賃金の更改

10月以降順次適用される最低賃金が決定した。

10月以降の最低賃金額 (現在の最低賃金額)	島根県	鳥取県	岩手県
	962円 (904円)	957円 (900円)	952円 (893円)
10月以降の最低賃金額 (現在の最低賃金額)	山口県	広島県	岡山県
	979円 (928円)	1,020円 (970円)	982円 (932円)
			東京都
			1,163円 (1,113円)

広島県は、中央最低賃金審議会の目安通り50円上がり、1,020円と中国地方で唯一千円を突破する。

また、中国地方5県の中、広島県と鳥根県で現在70円ある賃金格差が、63円と縮小され、改善の兆しを見せている。

現在、最も低い最低賃金額である岩手は59円上げて952円となり、最下位から脱却した。

最下位は951円で秋田県となる。

審議会が地域格差の是正が求められた結果、目安以上の答申が半数を超えた。

中でも徳島県は答申より34円高い84円の引き上げを決めて980円となる。

こうした積み上げで、全国加重平均は1,055円となる。

なお、広島県は10月1日から最低賃金更改の効力が発生するが、効力発生日は地域により異なる。効力発生日が最も遅いのは徳島県で11月1日となっている。

地域格差の課題

地域格差が改善の兆しを見せても、歴然とした差は存在している。

現在、最下位の岩手県と東京都では220円の時給差がある。

最低賃金が更改しても、211円の差が残る。

最低賃金額が最下位となる秋田県とでは、212円の差が出る。

時給で200円の差は非常に大きい。

1日8時間労働で1,600円、月で3万円以上、年間40万円近くの差となる。

例え全く同じ仕事をしたとしても、働く地域によってこれだけの差が生じる。

労働者が都市部に集中し、地方の過疎化を深刻にする原因の一つである。

最低賃金の在り方

最低賃金は労働者保護の一面がある。

最低賃金を設ける事で労働者の生活を守っている。

一方で経営側の使用者は、最低賃金以上を労働者に払えば問題ない。

利益をどれだけ上げても、内部留保として蓄え続け、設備投資や株主、従業員への利益還元は消極的になった。

しかし、社会貢献と称して、政治献金は積極的にを行う企業等は多い。

従業員に利益還元するのではなく、最低賃金などの経費を抑えてくれる政治家等の献金が優先される。

利益を会社が独占し、一部の政治家が企業献金の恩恵を受けるとの政治のままで良いのだろうか。

最低賃金の推移

近年、大きく最低賃金の上昇が取り上げられている理由として直近の3年を除き、過去30年間で全国加重平均額が30円を超えた事がなかったからだ。

1円しか上昇しない年度も3回あり、上昇しない年度も1回あった。

長年デフレに苦しんだ日本経済は、賃金上昇に消極的な対応しかしていない。

現在の急激な物価高に対応する為には、現在の上昇幅でも追いつかない。

全国一律1,500円以上の最低賃金の実現が必要である。

労働災害の増加

呉局では、1か月程の間に労働災害が7件も頻発した。

労働災害・緊急事態宣言を発令し、注意を呼び掛けてはいるが、原因は社員の不注意だけではないだろう。

その頃は、気温35℃を超えている日もあり、配達の仕事は過酷だった。

お盆前後は郵便物数の減少を理由に減員が行われた。

また、水曜日と金曜日は減員が行われ出した。

灼熱の真夏に業務負荷の増加が行われれば、集中力や体力に支障が出る。

疲労の蓄積で、労働災害が増えるのは当然ではなからうか。

社員はロボットではない。事業赤字や人員不足を理由に、社員の負担だけを増やしていけば、社員は増々疲弊し、人員不足に拍車を掛けるのではなからうか。

今後の予定

● 9月 3日(火) 17:00~
第1回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 9月17日 予定